

白山都市計画地区計画の変更（白山市決定）

都市計画白山市三幸地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	白山市三幸地区地区計画	
位 置	白山市三幸町の全部	
面 積	約 4. 9 h a	
地区計画の目標	<p>本地区は、近年人口が著しく増加している白山市において、中心市街地に近接しているとともに、国道8号にも近く、さらに、国道8号沿いに大規模商業施設の開発が隣接して行われることから、住宅地需要が急激に高まっている地区である。これらを背景に、周辺の住環境と調和した良好な住宅地の整備を目的に、土地区画整理事業により整備を進めているところであるが、当該地区計画は単なる基盤施設整備にとどまらず、より魅力とうるおいのあるまちづくりの実現を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	地区の土地利用は、住宅地を主体に、住環境の保全に支障のない中小規模の店舗及び事務所等を許容しながら、敷地の細分化の防止により、周辺地域と調和のとれた、利便性の高い、緑豊かな魅力ある街並みの形成を図る。
	地区施設の整備の方針	本地区における地区施設は、土地区画整理事業により整備されており、本地区計画においては、今後も地区施設の機能、環境が損なわれないよう維持保全を図るものとする。
	建築物等の整備方針	「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の高さの最高限度」を定め、良好な環境の住宅地の形成を促すものとする。

2 地区整備計画

地区 整備 計画	建築物等の用途の制限	本地区で建築できる建築物は、建築基準法別表第2(に)項に掲げる建築物以外のものとする。 ただし、次に掲げる建築物は建築できないものとする。 1. 住居以外の用に供する部分の床面積の合計が300m ² を超えるもの及び3階以上の部分を住居以外の用に供するもの 2. 工場 3. 火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵又は処理を行う施設
	建築物の敷地面積の最低限度	200m ²
	壁面の位置の制限	敷地境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱などの面までの距離の最低限度は、1.0mとする。
	建築物等の高さの最高限度	1.2m

「区域は、計画図表示のとおり」

理 由

市町村合併に伴い、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るために、「松任都市計画区域」、「美川都市計画区域」、「鶴来都市計画区域」を「白山都市計画区域」として統合し、併せて地区計画についても、白山都市計画地区計画に統合を行い、字名の変更に伴う名称及び位置の変更や用語の改正なども行うために地区計画を変更する。